

長期安定保証

県内の中小企業の方を対象とした汎用的な融資制度として、長期の資金を導入し経営基盤の安定並びに企業体質の強化を図る「長期安定保証」を設けております。国のセーフティネット保証との併用も可能としておりますので、ご利用ください。

- 対 象 者 県内に事業所を有する中小企業者又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者で、本資金の導入により経営基盤の安定と発展が期待される方

※ 中小企業信用保険法に基づく認定を受けた方はセーフティネット保証が利用できます。

- 融資限度 運転資金 5,000万円、設備資金 1億円（併用時は1億円限度）

- 融資期間 10年以内（据置1年以内）
ただし、土地・建物を取得する場合、20年以内（据置1年以内）

- 融資利率 金融機関所定利率

- 保 証 料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。（責任共有制度対象）
年0.45%～1.60%

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.60%	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

セーフティネット保証の場合 年0.70%（第1～4、6号）年0.65%（第5、7、8号）

- 担 保 審査により担保が必要となる場合があります。
- 保 証 人 法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
- 申込み先 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合）

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。